一般社団法人
賃貸不動産経営管理士協議会

［賃貸不動産経営管理士］有資格者の方

賃貸不動産経営管理士
資格更新のご案内

2026年
10月1日より
［10:00～］
受付開始

賃貸不動産経営管理士 資格更新についてのお問い合わせ

お問い合わせ先

一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会 受付センター
TEL 0476-33-6660（平日10:00～17:00 受付）
FAX 050-3153-0865

詳細は、賃貸不動産経営管理士協議会
ホームページからご確認いただけます
https://www.chintaikanrishi.jp/process/update

資格の有効期限

2027（令和9）年3月31日（水）まで

一般社団法人
賃貸不動産経営管理士協議会

賃貸不動産経営管理士の資格更新について

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会

令和3年より国家資格となりました賃貸不動産経営管理士資格は、この度初めての更新を迎えます。

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（以下、賃貸住宅管理業法）の施行から丸5年が経過し、法制度への理解が進む中、賃貸不動産経営管理士の有資格者は9万人、指定講習を修了した宅地建物取引士は1万人と、賃貸住宅管理業法に定められた「業務管理者」の要件を満たす方は10万人を超えました。そのうち、今回の更新の対象者となる方は7万人程度となります。

国土交通省にて行われた「賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議」において、業務管理者および賃貸不動産経営管理士の在り方についても議論がなされ、オーナー・入居者に質の高いサービスを提供するために、全事業所において賃貸管理に関する専門知識を有する業務管理者が配置されていることを目指すとの見解が共有され、賃貸不動産経営管理士有資格者数のさらなる増加とともに、更新による人数の維持が期待されています。

賃貸住宅管理業のさらなる発展を目指す中で、賃貸住宅管理の専門家たる賃貸不動産経営管理士は、今後ますます重要な役割を担うこととなります。有資格者の皆様におかれましては、ぜひ資格更新手続きを行っていただき、引き続きご活躍くださいますよう心からお願い申し上げます。

目次 contents

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会からごあいさつ	2
賃貸不動産経営管理士の資格更新によせて［国土交通省］	3
更新手続きについて／概要	4
有資格者限定コンテンツのご案内	5
更新手続きの流れ	6
資格登録更新に関するQ&A	7

賃貸不動産経営管理士の資格更新によせて［国土交通省］

資格更新を礎に、地域とくらしを支える専門家へ

専門性を磨き、地域社会の担い手としての期待を込めて

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長　倉石　誠司

賃貸住宅管理業は、国民の多様な暮らしを支える重要な社会インフラであり、我が国に蓄積された住宅ストックの有効活用を支える基幹産業です。人口減少や高齢化の進展、ライフスタイルの多様化、外国人居住者の増加など、社会環境が大きく変化する中で、賃貸住宅管理業に求められる役割は年々高度化しています。

こうした中、賃貸不動産経営管理士は、賃貸住宅管理の専門家として、法令に基づく適正な業務の実施はもとより、貸主・借主双方の利益を守り、安心して暮らせる住環境を支える重要な役割を担っています。賃貸住宅管理業法の施行から5年が経過し、業界全体の適正化は着実に進んでいますが、一方で、立入検査等を通じて、契約書面や帳簿の記載不備、制度理解の不足などの課題も明らかになっています。今後、業界への信頼をさらに高めていくためには、現場を担う一人ひとりが専門知識を継続的に磨き、制度の趣旨を正しく理解しながら業務を行うことが重要です。

資格の更新は、専門資格者としての知識や専門性を維持し、社会や制度の変化に対応しながら適正な業務を遂行していくための重要な仕組みです。賃貸住宅管理業に対する社会的な期待が高まる中、賃貸不動産経営管理士には、法令や制度を正しく理解し、貸主・借主双方の利益を守る専門家としての役割が求められています。資格更新を通じて専門職としての責任と使命を改めて認識し、より一層活躍いただくことを期待しています。

また、近年、賃貸住宅管理業者には、賃貸住宅の適正な維持管理に加え、防災・減災、高齢者や外国人等の多様な入居者の支援、空き家活用などを通じて、地域の安全・安心や価値向上に寄与することが期待されています。国土交通省においても、地域の不動産業者に、多様な主体と連携し、地域住民らのくらしを豊かにするコミュニティー・ハブとして機能してほしいという強い期待と日々現場で奮闘される不動産業者へのエールを込めて、新しいキャッチフレーズ「地域とくらしのパートナー」を発表し、地域価値の共創に向けた取組を推進しているところです。その中で、賃貸住宅管理業の専門性と実務力を支える中心的な存在が賃貸不動産経営管理士です。賃貸住宅の管理品質の向上と地域への貢献を促進する上で、賃貸不動産経営管理士への期待は今後ますます高まっていくものと考えています。

今回の更新は、資格の維持だけでなく、賃貸住宅管理業法において営業所ごとに配置が求められる業務管理者としての要件の更新も兼ねる重要な機会です。更新を機に、業界全体の管理水準と信頼性を維持し、さらなる発展につなげていただくことを期待しております。

賃貸住宅管理業の未来は、現場で活躍する皆様の手に委ねられています。ぜひ資格更新を通じて知識と専門性を磨き、賃貸住宅管理のプロフェッショナルとして、そして地域とくらしを支える担い手として、今後ますますご活躍いただくことを期待しております。

資格の有効期限が2027年（令和9年）3月31日（水）の有資格者の方

2026（令和8）年10月1日（木）[10:00～] より
更新手続き受付を開始いたします

賃貸不動産経営管理士資格は、5年に1度の更新が必要です。
更新しない場合、資格が失効します。

※ 更新せず有効期限を超過した場合資格が失効しますが、再登録が可能です。

更新手続きの流れについては6ページをご覧ください。

更新するメリット

- 賃貸住宅管理業務を行う上での設置が義務付けられている「業務管理者」の要件を満たすことができます。
- 資格登録番号の更新回数（カッコ内の数字）が+1となり、資格の継続性が担保されます。
- 有資格者限定のメルマガの購読や動画セミナー等の有資格者限定サービスを継続して受けることができます。

更新対象者

有効期限が2027（令和9）年3月31日（水）の有資格者
※ 民間資格時代に資格取得し、移行講習を修了し国家資格に移行した方を含みます。

更新手数料

16,500円（税込）
※ 更新手数料には認定証（カード）の発行手数料4,500円（税込）が含まれます。

更新講習実施要領

資格の更新は、オンラインでの更新講習の受講及び修了が必要です。

修了要件
eラーニングによる修了試験に合格すること

学習内容
賃貸住宅管理業の実務に関する知識全般

受講期間
60日間
※受講案内メールに記載された認証キーを入力したログイン時より起算。期間延長不可。

学習時間
事前学習4時間＋更新講習6時間、計10時間程度

必要機器
カメラ付きのパソコン、スマートフォン、タブレット等
※推奨ブラウザ：Google Chrome及びMicrosoft Edge、Safari
※推奨環境を用意できない場合は受付センターまでお問い合わせください。

更新 早期申込特典

認定証（カード）も入る特製マルチポーチを進呈いたします。
※ 無くなり次第終了となります。

引き続き資格者でいるために、有効期限内の更新をお願いいたします。

詳細はこちらからもご確認いただけます

賃貸不動産経営管理士 有資格者限定コンテンツのご案内

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会は、公式ホームページの有資格者専用ページにて、様々なコンテンツを提供しております。
有資格者限定の特別なサービスとなりますので、ぜひご活用ください。

4月・8月・12月 配信予定
『プロパティ・マネージャーズ・レポート』配信

行政動向や法改正等の情報、賃貸住宅管理に役立つ業務知識やトラブル事例Q＆A等、有資格者の皆様に有益な情報を年3回配信しています。
※バックナンバーも公開しています。

毎月2回 配信予定
賃貸住宅管理実務に役立つ情報をメール配信

知識の拡充・資質向上のため、行政動向や法令改正等の最新情報を毎月2回配信しています。
※ メールアドレスが変更になった方は、当協議会公式ホームページの「登録事項変更手続き」よりお手続きをお願いします。

6月・10月 配信予定
動画セミナーの配信

動画セミナーは有資格者の皆様限定で年2回配信しており、配信期間中であれば時間や場所を問わず視聴可能です。
改正住宅セーフティネット法や賃貸住宅管理業務におけるトラブル対応について解説した動画を配信しています。

書式・業務手引きのダウンロード

管理受託契約書、特定賃貸借標準契約書、計画修繕に関わる報告書など、実務の現場で活用できる各種書式のひな形や外国人の民間賃貸住宅への受入れに関するツールをダウンロードできます。

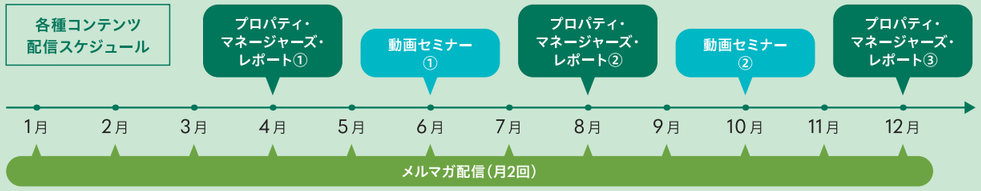

※配信スケジュールは変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

2026（令和8）年
10月1日（木）より
［10:00～］
受付開始

更新手続きの流れ

マイページへログイン

講習の詳細は
受講案内をご確認ください。

https://portal.koushu-renewal.jp/renewal_pm

更新講習受講の申し込み

1 マイページへログイン

- お手元に届いているIDと仮パスワードを使用して、上記二次元コードからマイページにログインし、ご自身でパスワードを新たに設定してください。

2 必要事項の入力及び顔写真の提出

- 必要事項の入力及び認定証（カード）用の顔写真をご提出ください。

3 更新手数料の支払い

- 更新手数料 16,500円（税込）をお支払いください。

※ お支払方法はクレジットカード決済とコンビニ決済から、お選びいただけます。
※ 認定証（カード）発行手数料 4,500円（税込）が含まれます。

- 領収証はマイページ内にて発行可能です。
  発行されましたらダウンロードして保存してください。

※ 2回目以降のダウンロードは「再発行」と表示されます。

4 受講案内メールの受信

- 更新手数料お支払い完了後、受講案内メールが届きます。

オンラインにて更新講習を受講

5 講習を受講（事前学習4時間＋講習6時間、計10時間程度）

カメラ付きのデバイスが必要となります

- マイページから講習受講ページにアクセスをし、カメラ付きPC、スマートフォン、タブレット等で講習を受講してください。

※ カメラを使用して本人確認を実施します。

修了試験を受験

採　点

合　格

6 修了試験を受験（全20問）

- 全ての講習受講後に修了試験を受験してください。
- 修了試験は○×式です。
- 不合格の場合は、合格するまで再受験可能です。

正答率が7割以上で合格です。不合格の場合は再受験をしてください。

修了試験に合格～更新手続き

7 修了試験に合格

- 本講習を修了すると自動的に資格登録の更新手続き中となります。

8 認定証（カード）の発送

- 本講習修了後から約1ヶ月程度で認定証（カード）をお送りいたします。

※ お申し込み内容に不備があった場合は、この限りではございません。

更新手続き完了

認定証（カード）を受け取り、更新手続き完了となります。

資格登録更新に関するQ&A

Q1. 申込期限はいつまでですか？

A. 2027（令和9）年3月下旬を予定しております。申込期限直前は大変混み合います。お早めにお申し込みください。更新手続きを完了させるためには、2027（令和9）年3月31日（水）までに講習を修了する必要があります。

Q2. 万が一更新を行わず、有効期限が切れたらどうなりますか？

A.
- 賃貸住宅管理業務を行ううえでの設置が義務付けられている「業務管理者」の要件を満たすことができなくなります。
- 手続きが更新ではなく再登録になります。更新回数がリセット（カッコ内の数が1に戻る）され、登録番号も変更になります。
- 賃貸不動産経営管理士を名乗れなくなり、名刺等への記載もできなくなります。
- 有資格者限定メルマガの購読や動画セミナー等の有資格者限定サービスを受けることができなくなります。

Q3. 領収書が欲しいです。

A. 決済完了後にマイページ内にて発行が可能です。

Q4. 認定証（カード）の発行は必須ですか？

A. 認定証（カード）の発行は必須です。

Q5. 更新講習を受けるために必要な受講環境を教えてください。

A. カメラ付きPC、タブレット又はスマートフォンが必要になります。講習を受ける際に本人確認を行うため、カメラ付きが必須条件になります。

Q6. 講習の受講は一日で完了させなければなりませんか？

A. 一日で全て受講する必要はございません。受講の中断は可能です。途中で動画を中断した場合、次回受講時は、前回中断したところから再生可能です。

Q7. 修了試験の形式を教えてください。

A. 全20問の○×形式で、7割以上の正解で合格となります。

Q8. 修了試験が不合格になってしまった場合どうなりますか？

A. 合格するまで何度でも受験することができます。

Q9. 有効期限が切れてしまうと、資格の登録には再度試験に合格する必要がありますか？

A. 有効期限が切れても合格実績は生涯有効なので、再受験は不要です。

Q10. どうしてもオンライン受講ができないのですが、どうすれば良いですか？

A. 受付センター（0476－33－6660）にご連絡ください。